

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

2009 年度第 1 回通常理事会議事録

日時 2009 年 4 月 14 日（火） 17：00～17：35

場所 岸記念体育会館 1 階 103 会議室

理事総数：9 名

出席者 理事：板橋一太、岩坪勝、上柳敏郎、岡崎助一、成瀬（小幡）純子、佐藤直子、道垣

内正人、野口美一

監事：川原貴、辻居幸一

仲裁人候補者幹事：小寺彰（オブザーバー）

事務局：中須仁之、小川和茂、櫛田葉子

欠席者 理事：荻原健司

定款第 30 条第 3 項の規定により、道垣内正人代表理事が議長をつとめ、2009 年度第 1 回通常理事会が開会され、以下のとおり審議された。

定足数の確認

議事に先立ち、定款第 42 条第 1 項に基づき、定足数の確認が行われた。8 名の理事が出席であり、定足数が満されているため本理事会が成立する事が確認された。

第 1 号議案：設立者による財産の拠出が完了していること及び一般財団法人の設立の手續が法令又は定款に違反してないことの確認

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 161 条の規定に従い、理事・監事により、全員一致で、設立者により財産の拠出が完了していること及び一般財団法人の設立の手續が法令又は定款に違反してないことが確認された。

【配布資料（1）（2）】

第 2 号議案：執行理事の選任

定款第 29 条第 2 項に基づき執行理事の選定について諮られ、代表理事からの提案通り、板橋一太理事（総務担当）及び上柳敏郎理事（法務担当）を執行理事とする旨全員一致で決定した。

第 3 号議案：2009 年度事業計画及び同年度収支予算の確認

2009 年度事業計画及び同年度予算は、設立者である日本スポーツ仲裁機構理事会においてすでに決定されており、これらは定款第 64 条第 2 項により当法人の最初の事業年度の事業計画及び収支予算となるとされていることところ、その内容について確認された。

【配布資料（3）（4）】

第 4 号議案：機構の今後のあり方

議長から裁判外紛争解決手続の認証制度について、3 月 31 日に解散した旧機構が認証を受けており、同機構が解散したことから、認証を受けるためには改めて申請費用を支払って申請をし直す必要がある旨説明があり、協議の上、改めて認証を取得するため申請することを決議した。

そのほか、機構の存在、役割等をスポーツ界に周知していく活動を積極的に行うことが必要である等の議論があった。

第 5 号議案：評議員会の招集及び機構の今後のあり方について評議員会に付議する旨の決定

定款第 19 条第 2 項（11）に基づき、評議員会の招集及び機構の今後のあり方について評議員会に付議する旨全員一致で決定した。

以上のほか、日本スポーツ仲裁機構清算団体からの日本スポーツ仲裁機構の残余財産の寄附の見込みについて、代表理事から、文部科学省からのドーピング紛争仲裁に関する調査委託費等により約 230 万円が近く日本スポーツ仲裁機構清算団体から残余財産として寄附されることになっている旨報告があり、全員一致、これを了承した。

以上この議事録が正確であることを証するため、定款第 45 条の規定により、議長及び出席した川原貴監事及び辻居幸一監事が、次のとおり記名押印する。

以上

配付資料リスト

- (1) 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款
- (2) 諸規則（基本財産維持管理規程、運用財産管理運用規程、評議員の選任に関する規程、理事の選任に関する規程、役員等に係る費用の支払いに関する規程、特別維持会員規程）
- (3) 2009年度事業計画
- (4) 2009年度収支予算書
- (5) 役員名簿（2009年4月1日現在）
- (6) 電子メール利用承諾書

上記の通り相違ありません。

2009年5月12日

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 道垣内 正人 /s/

監事： 川原 貴 /s/

監事： 辻居 幸一 /s/